

IV 取組個票

基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保																															
1-① 生産ステージ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進																															
具体的な取組み																															
(1) 生産者に対する農薬適正使用の啓発																															
生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。																															
① 紹介	農薬適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。また、農薬適正使用について、農業講入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする。																														
② 推進指標	【農薬適正使用講習会・研修会の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>(H25)</th><th>(H26)</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th></tr></thead><tbody><tr><td>目標</td><td>—</td><td>410回</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>410回</td><td>—</td><td>—</td><td>400回以上</td></tr><tr><td>実績</td><td>431回</td><td>503回</td><td>351回</td><td>449回</td><td>325回</td><td>227回</td><td>346回</td><td>267回</td><td>480回</td></tr></tbody></table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	410回	—	—	—	410回	—	—	400回以上	実績	431回	503回	351回	449回	325回	227回	346回	267回	480回
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標	—	410回	—	—	—	410回	—	—	400回以上																						
実績	431回	503回	351回	449回	325回	227回	346回	267回	480回																						
③ 用語解説	『農薬管理指導士』 農薬取扱者の資質を向上し、農薬による危険被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農薬販売者等に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、合格した者を農薬管理指導士として認定している。農薬管理指導士は、農業講入者及び農薬使用者に対して、農薬適正使用の指導をすることを主な任務としている。																														
【令和3年度事業実施状況】																															
● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農薬の保管管理及び流通を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に、農薬販売者等へ立入検査を行った。 ・令和3年度立入検査結果 農薬販売者実施件数:251販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:14件) 農薬使用者実施件数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)																															
【令和3年度事業実施状況】																															
● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農薬の適正販売及び安全管理を図るとともに、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。 ・令和3年度農薬適正使用講習会の開催結果 「日程・参加者数」 7月30日 東予地方局 83名 8月(書面) 中予地方局 65名 8月 6日 南予地方局 69名 ・令和3年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月 28日 新規6名、更新56名(書面開催) 上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を476回実施した。																															
【令和3年度取組みの評価】																															
(農産園芸課) 講習会等の開催により、農業者の農薬適正使用への認識が更に高まることで、農薬による事故の減少が図られる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危険被害の未然防止を図るために、今後とも、農薬適正使用講習会並びに農薬管理指導士認定及び更新研修会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。																															

基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	生産ステージ																														
1-① 生産ステージ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進																															
具体的な取組み																															
(1) 生産者に対する農薬適正使用の啓発																															
生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。																															
① 概要	農薬販売者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者についても、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。																														
② 推進指標	【農薬販売者に対する立入検査実施件数】 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>(H25)</th><th>(H26)</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th></tr></thead><tbody><tr><td>目標</td><td>—</td><td>—</td><td>300件</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>300件</td><td>—</td></tr><tr><td>実績</td><td>258件</td><td>290件</td><td>257件</td><td>265件</td><td>257件</td><td>333件</td><td>307件</td><td>264件</td><td>251件</td></tr></tbody></table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	—	300件	—	—	—	—	300件	—	実績	258件	290件	257件	265件	257件	333件	307件	264件	251件
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標	—	—	300件	—	—	—	—	300件	—																						
実績	258件	290件	257件	265件	257件	333件	307件	264件	251件																						
③ 用語解説																															
【令和3年度事業実施状況】																															
● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農薬の保管管理及び流通を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に、農薬販売者等へ立入検査を行った。 ・令和3年度立入検査結果 農薬販売者実施件数:251販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:14件) 農薬使用者実施件数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)																															
【令和3年度取組みの評価】																															
(農産園芸課) 調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間30件前後を改善指導しているが、無登録農薬・販売禁止農薬の販売等の重大な違反は発生していない。 今後も引き続き立入検査を実施する。																															

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
I-① 安全な農林産物の提供の推進							
施策の方向1 具体的な取組み	(3)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施します。						
①概要	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記帳に加え、農林水産研究所において最大286成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。						
②推進指標	【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】 分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。						
年度	(H25)						
目標	—						
実績	311件						
H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
—	300件	—	—	—	325件	—	330件以上
322件	326件	331件	336件	332件	338件	333件	
③用語解説	『愛媛県農薬適正使用推進協議会』 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と产地としての信頼性を確保するため、設置したもの。県、農業団体、農薬販売者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関する協議を行っている。						
④具体的な取組み	(4)農薬適正使用の推進 農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。 愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売者等が一体となって農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制の確保に努めます。						
⑤概要	農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農薬の適正使用を通じて、農薬の適正使用を推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進していくところであり、今後も引き続き実施する。						
⑥推進指標	【令和3年度事業実施状況】 ●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) ・農薬の安全使用を図るため、各地方局ごとの講習会において記帳の徹底を図った。 ・農薬の適正な使用と害防除を図るため、農薬適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農薬販売業者、農薬防除者の意見交換を行った。 ・令和3年度農薬適正使用推進協議会の開催結果 【開催日】 5月(書面開催) ・農産物の安全性確保についてほか						
⑦用語解説	【令和3年度事業実施状況】 ●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) ・農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したところ、残留基準値の超過はなかった。 ・令和3年度農薬残留調査結果(333件) 穀類(米、麦、大豆)：33件 野菜：141件 果樹：156件 茶：3件						
⑧具体的な取組み	【令和3年度取組みの評価】 (農産園芸課) 農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農作業中の中毒・死傷事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。						

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
I-① 生産ステージ							
施策の方向1 具体的な取組み	(3)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施します。						
①概要	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記帳に加え、農林水産研究所において最大286成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。						
②推進指標	【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】 分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。						
年度	(H25)						
目標	—						
実績	311件						
H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
—	300件	—	—	—	325件	—	330件以上
322件	326件	331件	336件	332件	338件	333件	
③用語解説	【令和3年度事業実施状況】 ●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) ・農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したところ、残留基準値の超過はなかった。						
④具体的な取組み	【令和3年度取組みの評価】 (農産園芸課) 農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農作業中の中毒・死傷事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。						

基本施策Ⅰ Ⅰ-①	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
	安全な農林産物の提供の推進																														
(5)有機農業・環境保全型農業の推進	有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みへの支援に努めます。																														
①概要	農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学肥料・化学肥料を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を、開拓することが必要となっています。このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接受取組みの支援に今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努めます。																														
②推進指標	【有機農業取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>570ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>478ha</td> <td>—</td> <td>463ha以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>373ha</td> <td>355ha</td> <td>356ha</td> <td>376ha</td> <td>416ha</td> <td>478ha</td> <td>491ha</td> <td>471ha</td> <td>458ha</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	570ha	—	—	—	—	478ha	—	463ha以上	実績	373ha	355ha	356ha	376ha	416ha	478ha	491ha	471ha	458ha
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標	—	570ha	—	—	—	—	478ha	—	463ha以上																						
実績	373ha	355ha	356ha	376ha	416ha	478ha	491ha	471ha	458ha																						
【エコアーマー取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>1,200ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,200ha</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>560ha</td> <td>567ha</td> <td>545ha</td> <td>542ha</td> <td>510ha</td> <td>470ha</td> <td>456ha</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	1,200ha	—	—	—	—	1,200ha	—	—	実績	560ha	567ha	545ha	542ha	510ha	470ha	456ha	—	—	③用語解説 『有機農業』 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。 『環境保全型農業』 農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、化学肥料の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。 『エコアーマー』 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者のこと。 『エコえひめ農産物』 化学肥料・化学肥料・化学肥料を3割以上削減した農産物を県が認証。
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
目標	—	1,200ha	—	—	—	—	1,200ha	—	—																						
実績	560ha	567ha	545ha	542ha	510ha	470ha	456ha	—	—																						

【令和3年度事業実施状況】	有機農業推進事業費(農産園芸課) 農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業講座を開催しました。
令和3年度 実証展示圃	しまなみ指導班 温州みかん10a、レモン10a 久万高原指導班 スイートコーン4a、ショウガ3a 鬼北指導班 エズ3a
大規模有機農業の生産振興のための有効な手段として規模拡大技術を推進しているが、一方で大規模な有機農業への影響への懸念されている。	県では有機農業生産者虫リスクリーフや投入資材の増大、生産環境への影響がある、有機水稲二毛作体系での施肥削減技術の再検証や輪作体系について検討した。また、県下の主な有機農業実践現場における土壤多様性等の生産環境調査等を継続実施した。
環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)	有機性資源の循環利用による土づくりや化学肥料・化学肥料・化学肥料の節減技術、光・天敵・有用微生物を利用した防除技術の開発・普及等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一括して実施し、環境に優しい土壤環境対策組んだ。また、土壤診断等広域普及活動や有生物質対策を実施し、環境に優しい土壤環境対策を推進する。
エコアーマー認定数468名	特別栽培農産物等認証事業費(農産園芸課) 認証審査会を年6回開催し、195件(水稻・大豆44件、野菜88件、果樹59件、その他4件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数1,458人、栽培面積786ha)
認証委員会(委員7名)を11月30日に開催し、エコえひめの認証状況の報告、認証制度の運用や地盤地消活動貼付事業費(ブランド戦略課)	認証委員会のPR、Q&Aの改正などについて協議した。
県内の親子を対象とした収穫体験ツアーや料理教室等の実施を通じてエコえひめ農産物の認知度向上と消費拡大につなげる取組を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み各事業の実施を見送った。	県内に鑑み各事業の実施を見送った。
【令和3年度取組みの評価】	有機農業の実証展示圃での取組技術や実務等を、農業者の有機農業の取組の支援に努めた。
(農産園芸課)	大規模有機農業持続的低コスト生産技術確立試験では、県育成品種「ひめの凜」による普通期栽培と後作の6月収穫有機タマネギ栽培を組合せた有機水稲二毛作体系を再検証する中で、有機肥料による総合的な肥料削減技術(水稲の基肥削減、タマネギの前半施肥等)を確立した。また、有機栽培では連合作・輪作・組合を組合せた有機肥料の供給が容易であることが可能であった。有機肥料の種類分析では、現地有機農家の生産環境に合わせて比較分析し、生物多様性評価のための地域別指標種(カエル、トンボ、貝類)を明らかにした。
有機農業推進事業では、県下3箇所で設置している有機栽培の実証展示圃での取組技術や実務等を、普及機関を通じて有機農業講座を開催し、農業者の有機農業の取組の支援に努めた。	有機農業虫害防除技術確立試験では、紫外線RB波の反射資材としてシルバーマルチを用いた場合の病害虫の減少効果等を明らかにした。
認証結果等を、県内に鑑み各事業の実施を見送った。	エコアーマー認定数は昨年と比較して16名減少した。今後、エコえひめ農産物(特別栽培農産物等認証制度)と合わせて支援する。

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	(6) GAP(農業生産工芸管理)の推進	(7) 原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 原木しいたけ等生産者を対象に、基本的な生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要	愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会(事務局:愛媛県森林組合連合会)が生産者を対象として実施する生産技術研修会・現地実習において、生産量確保及び品質向上のための技術習得やトレーサビリティによる生産履歴の管理の徹底を推進する。	
②推進指標	【原木しいたけ生産技術講習会・研修会の開催回数】 回数維持により、継続的に生産者の技術向上が図られる。	
③用語解説	年度 年度 (H25) (H26) H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 目標 / / / / / / / / / 実績 12回 13回 8回 4回 11回 16回 6回 4回 4回 ④用語解説	10回以上

①概要	関係機関と連携し、GAP認証の取得やGAPの取組の実施を支援するため、指導員の育成(国や専門機関が行う研修の受講など)や現地指導活動等を実施する。
②推進指標	
③用語解説	《GAP(Good Agricultural Practice)》 農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を見出し、改善点を評価し、改善点を見出し、(4)次回の作物に活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。食品衛生管理手法の一つであるHACCPの農業版と解される(生産工程の各段階で、生物学的(繁殖農薬等)、物理的(異物等)な危害を分析し、生産工程毎の重要管理ポイントを明確にして、農産物の安全性を高めていく手法)。
④用語解説	【令和3年度事業実施状況】 ●特別栽培農産物等認証事業費(農産園芸課) ・食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進のため、生産者や生産者団体等に対して現地指導を実施するとともに、GAP指導員を育成して指導体制の構築・強化を図った。 (1)GAP指導員の育成 ・国際水準GAPガイドライン研修を普及指導員等5名が受講した。 (2)現地指導活動 ・生産者及び教育機関等計21者に対してGAPの実践的な指導を実施した。 (3)その他 ・特別栽培農産物等認証委員会(委員7名)を11月30日(書面開催6月23日)に開催し、県GAP認証の審査を行い、新たに2者2件(茶・果樹)の認証と、3者22件(水稻3件、野菜19件)の更新を行った。 ・新たにグローバルGAP認証を1者が取得した。

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	I-① 生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	(7) 原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 原木しいたけ等生産者を対象に、基本的な生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要	愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会(事務局:愛媛県森林組合連合会)が生産者を対象として実施する生産技術研修会・現地実習において、生産量確保及び品質向上のための技術習得やトレーサビリティによる生産履歴の管理の徹底を推進する。
②推進指標	【原木しいたけ生産技術講習会・研修会の開催回数】 回数維持により、継続的に生産者の技術向上が図られる。
③用語解説	年度 年度 (H25) (H26) H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 目標 / / / / / / / / / 実績 12回 13回 8回 4回 11回 16回 6回 4回 4回 ④用語解説

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	I-① 生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	(7) 原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 原木しいたけ等生産者を対象に、基本的な生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要	愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会(事務局:愛媛県森林組合連合会)が生産者を対象として実施する生産技術研修会・現地実習において、生産量確保及び品質向上のための技術習得やトレーサビリティによる生産履歴の管理の徹底を推進する。
②推進指標	【原木しいたけ生産技術講習会・研修会の開催回数】 回数維持により、継続的に生産者の技術向上が図られる。
③用語解説	年度 年度 (H25) (H26) H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 目標 / / / / / / / / / 実績 12回 13回 8回 4回 11回 16回 6回 4回 4回 ④用語解説

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I -①	生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進
具体的な取組み	
(8) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。	<p>①概要 家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。</p> <p>②推進指標 【生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。</p> <p>③用語解説 《動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の品質の確保及び品質の改善に関する法律及び品質合規則をいう。</p>
④乳牛等総合改良対策事業費(畜産課)	<p>【令和3年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ●家畜衛生対策事業費(畜産課) <p>・生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施した。 ・生産者:382件、飼料販売業者:55件、動物用医薬品販売業者:76件 ・周知関連法令:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律</p>
【令和3年度取組みの評価】	<p>(畜産課) 生産者や飼料販売業者、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。 畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も引き続き実施する。</p>

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I -①	生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進
具体的な取組み	
(9) 牛耳標装着の農家指導 関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。	<p>①概要 国(中国四国農政局愛媛支局)、農協等と連携し、畜産農家が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別セーナー)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。</p> <p>②推進指標 【牛耳標装着率】 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。</p> <p>③用語解説 《牛耳標》 国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別(黒毛和牛など)、出生年月日、出生地、飼養地、と畜(食肉に対するための解体処理)年月日、と畜場の名前・所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程において明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができます。</p> <p>④周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等</p>
【令和3年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ●国(中国四国農政局愛媛支局)や農協等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び個体情報の適切な届出を指導した。 ・牛の死亡時ににおいて個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等
【令和3年度取組みの評価】	<p>(畜産課) 牛耳標による県内の牛トレーサビリティ体制は確立されており、全ての牛において耳標装着が図られた。 今後も同様の体制を維持し、生産段階における安全安心を確保する。</p>

基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保		生産から消費に至る食の安全安心の確保	
I-①	生産ステージ	I-①	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進	施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進
具体的な取組み		具体的な取組み	
(10) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発		(11) 畜産関係生産者の巡回による普及指導	
県の研究機関において、安全安心な畜産物生産のための技術を開発します。		畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。	
①概要		①概要	
畜産研究センターにおいて、薬剤に頼らない家畜の飼養方法や飼料作物栽培等、家畜を健康に飼養し、消費者が求める安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行なう。		毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。	
②推進指標		②推進指標	
【畜産関係生産者巡回戸数】		【畜産関係生産者巡回戸数】	
県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。		県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。	
実績		実績	
575(全戸)		541(全戸)	
498(全戸)		473(全戸)	
448(全戸)		414(全戸)	
407(全戸)		389(全戸)	
383(全戸)		383(全戸)	
③用語解説		③用語解説	
【令和3年度事業実施状況】		【令和3年度事業実施状況】	
● 畜産経営技術指導事業費(畜産課)		● 畜産経営技術指導事業費(畜産課)	
・畜産保健衛生所、農業改良普及員、市町、農協職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。		・畜産保健衛生所、農業改良普及員、市町、農協職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。	
・農家戸数:酪農88戸、肉用牛157戸、養豚71戸、養鶏67戸		・農家戸数:酪農88戸、肉用牛157戸、養豚71戸、養鶏67戸	
【令和3年度取組みの評価】		【令和3年度取組みの評価】	
(畜産課)		(畜産課)	
鶏ふん排せつ量削減技術開発試験(畜産課)		鶏ふん排せつ量削減させたために、消化酵素を添加した飼料の給与を検討した。一部鶏種で卵殻強度の低下が確認されたものの、生産性への大きな影響は認められず、排せつ物量の低減に一定の効果があると考えられた。	
鶏ふん排せつ量削減させることで鶏舎や飼育面の向上に加え、汚卵の発生頻度の低下など、消費者が求める安全安心な畜産物生産に寄与できるものと考える。		今後も消費者ニーズに対応した安全な畜産物の提供に必要な技術開発に取り組む	

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
1-① 生産ステージ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方向2 安全な畜産物の提供の推進	
具体的な取組み	
(13)高病原性鳥インフルエンザ対策 生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。	
①概要	定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や生時の体制整備を実施する。
②推進指標	【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場の定期的なモニタリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物への取組み状況の指標となる。
③用語解説	—
④用語解説	—
【令和3年度事業実施状況】 ●家畜病害鑑定所において、96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。	
(12)死亡牛のBSE検査 96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。	
①概要	96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
②推進指標	—
③用語解説	—
④用語解説	—
【令和3年度事業実施状況】 ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ・96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計93頭)について、家畜病害鑑定所においてBSE検査を実施したが、全頭陰性で、県内でのBSE感染牛は確認されなかつた。	
【令和3年度取組みの評価】 (畜産課) 県内死亡牛における、BSEの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を継続することとしている。	
【令和3年度取組みの評価】 (畜産課) 県内養鶏場等における、高病原性鳥インフルエンザの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化する。	

基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
I-① 施策の方向3 具体的な取組み	I-① 生産ステージ 安全な水産物の提供の推進
(14) 養殖衛生管理体制の推進 養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。	(15) 貿易検査の実施 貿易原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。
① 概要 魚病対策として、疾患魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適正な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施する。	① 概要 宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、主にアレキサンドリウム・パシフィカム及びゴムノディウム・カナーダムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させれる。県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の貝毒量を検査している。
② 推進指標 【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】	② 推進指標 【貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合】
年度 年度目標 実績	年度 年度目標 実績
目標 (H25) 70.0% 71.9%	目標 (H26) 60.1%
— 69.1%	— 68.3%
— 92.5%	— 79.5%
— 84.2%	— 79.1%
— 90.3%	— 90.1%
70.0% 79.1%	70.9% 79.9%
— 70.0%	— 70.0%
— 70%以上	— 70%以上

③ 用語解説 《安全基準値》 貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度					
【令和3年度事業実施状況】					
● 漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課) ● 毒化した二枚貝の流通防止のため、原因プランクトンの出現動向に合わせ貝毒検査を実施した。 〈検査実施状況〉					
探取場所 探取日 種類 検査結果 採取場所 探取日 種類 検査結果					
宇和島市吉田 カキ 5月28日 後出限界以下	愛南町船越 6月3日 2.1MU/g	愛南町船越 7月8日 9.2MU/g			
愛南町惣在 カキ 6月11日 後出限界以下	愛南町船越 7月15日 後出限界以下	愛南町船越 7月26日 後出限界以下			
4月20日 資料配布 77名	6月29日 松前総合文化センター(資料配布) 6名	5月24日 4.6MU/g			
・魚病診断件数 881件	・水産用ワクチン使用指導書発行件数 287件	・水産用抗菌剤使用指導書発行件数 302件	・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 15検体	・魚病対策指揮会議の開催結果 〔日程・参加者数〕 4月20日 資料配布 77名 6月29日 松前総合文化センター(資料配布) 6名 ・魚病診断件数 881件 ・水産用ワクチン使用指導書発行件数 287件 ・水産用抗菌剤使用指導書発行件数 302件 ・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 15検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))	〔日程・参加者数〕 4月20日 資料配布 77名 6月29日 松前総合文化センター(資料配布) 6名 ・魚病診断件数 881件 ・水産用ワクチン使用指導書発行件数 287件 ・水産用抗菌剤使用指導書発行件数 302件 ・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 15検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))
【令和3年度取組みの評価】					
(水産課)					
令和3年度は、貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせてプランクトン出現地域の二枚貝の毒量を検査し、検査結果が規制値(4.0MU/g)を上回った場合は、流通の自主規制を指導した。規制の解除に当たっては、同検査により3回連続で規制値を下回ったことを確認することにより、宇和海における二枚貝類の安全性を確保した。					
今後も貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保する。					

基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
I-① 施策の方向3 具体的な取組み	
(14) 養殖衛生管理体制の推進 養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。	
① 概要 魚病対策として、疾患魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適正な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施する。	
② 推進指標 【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】	
年度 年度目標 実績	
目標 (H25) 70.0% 71.9%	— 69.1%
— 68.3%	— 79.5%
— 79.1%	— 84.2%
— 90.3%	— 90.1%
70.0% 84.2%	70.9% 79.9%
— 70.0%	— 70.0%
— 70%以上	— 70%以上

基本施策Ⅰ I-①	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産ステージ 安全な水産物の提供の推進
施策の方向3 具体的な取組み	(16)養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進 食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾患対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する知見を収集し、関係者への情報提供に努めます。
①概要	「愛媛県クドア疾患対策ガイドライン」に基づき、水産研究センターが県内のヒラメを検査するとともに、被害の軽減に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	
③用語解説	《新種クドア》正式名称は <i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンパンクタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一定量のクドアが採取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができる。
【令和3年度事業実施状況】	
●養殖ヒラメの食中毒原因寄生虫検査(水産課)	ヒラメに寄生し食中毒の原因となる <i>Kudoa septempunctata</i> 保有状況を遺伝子検査(PCR法)により検査を行った。
○ヒラメのクドア検査	・水産研究センター 魚類検査室 14件 ・栽培資源研究所 2件
【令和3年度取組みの評価】	(水産課) 養殖用ヒラメ種苗(450尾)、養殖ヒラメ(32尾)及び天然ヒラメ(16尾)についてクドアの保有状況を検査した結果、養殖用ヒラメ種苗及び養殖ヒラメからクドアは検出されず、流通する養殖ヒラメの安全性を確保した。